公益財団法人山形県市町村振興協会基金貸付細則

平成25年12月 4日 改正 平成30年12月26日 改正 令和 元年 5月10日 改正 令和 3年 1月28日

(趣 旨)

第1条 この細則は、公益財団法人山形県市町村振興協会基金積立運用規程(以下「規程」という。)第4条の規定に基づき、公益財団法人山形県市町村振興協会(以下「協会」という。)が、市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)に対して基金の資金(以下「資金」という。)を貸付ける場合の貸付の条件、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類)

- 第2条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。
- 2 長期貸付とは、貸付対象事業に係る地方債の届出をした市町村もしくは、同意または許可を受けている市町村に対する一会計年度をこえる貸付をいう。
- 3 短期貸付とは、貸付対象事業に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度内に償 環が行われるものをいう。

(貸付対象事業の細目)

第3条 規程第4条で定める貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

(貸付の要件)

- 第4条 資金の貸付を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる要件を具備しなければ ならない。
 - (1) 償還の見込みが確実であること
 - (2) 事業の計画が適切であること
 - (3) 財務の経理が明確であること
 - (4) 長期貸付にあっては、地方債の届出がなされているものもしくは、地方債の同意又は許可を受けているものであること。

(貸付方法)

第5条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

- 第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 貸付利率は、政府資金及び全国市町村振興協会の貸付金利を基準とし、理事長が定める。
 - (2) 償還期限は、長期貸付にあっては5年(うち据置期間1年)、10年(うち据置期間2年)、12年(うち据置期間2年)又は15年(うち据置期間3年)、短期貸付にあっては同一会計年度内とする。

- (3) 貸付日は、長期貸付にあっては毎年度5月24日、短期貸付にあっては借入希望日とする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その直後の金融機関の営業日とする。
- (4) 元金の償還方法は、長期貸付にあっては半年賦元金均等償還の方法によるものとし、その償還期日は毎年度9月20日及び3月20日とする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その直後の金融機関の営業日とする。短期貸付にあっては、一括弁済の方法によるものとする。
- (5) 利息については、長期貸付にあっては借入日の翌日から最終償還の日までの利息を、 短期貸付にあっては借入日の翌日から元金償還の日までの利息を協会に払込むもの とする。
- (6) 延滞利息は、延滞元利金につき年10パーセントとする。 (借入の申込)
- 第7条 資金の貸付を受けようとする市町村は、原則として借入予定日の3週間前までに、 次の各号に掲げる書類を協会に提出するものとする。
 - (1) 借入申込書(様式第1号又は様式第2号)
 - (2) 事業概要調書(様式第3号又は様式第4号)
 - (3) 長期貸付にあっては届出をした地方債の届出書、起債同意書の写しまたは起債許可書の写し、短期貸付にあっては一時借入金現在額調(様式第5号)
- 2 前項に定めるもののほか、協会は、当該市町村に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(貸付の決定)

第8条 協会は、借入の申込みを受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、貸付を行うことに決定した市町村に対しては、借用証書(様式第6号又は様式第7号)の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町村に対しては、その旨を通知するものとする。

(貸付の実行)

- 第9条 市町村は、前条の借用証書を直ちに協会に提出するものとし、協会は、これと引換えに資金を送付するものとする。
- 2 協会は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあっては償還年次表(様式第8号)を作成し、これを当該市町村に送付するものとする。
- 3 協会は、資金の貸付に係る元利支払期日の2週間前までに、元利金払込通知書(様式 第9号)を当該市町村に送付するものとする。
- 4 市町村は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によって指定された銀行に元利金を払込むものとする。

(繰上償還)

第10条 協会は、資金の貸付を受けた市町村が、資金を貸付の目的外の用途に使用した ときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合においては、協 会は、繰上償還をさせようとする日の10日前までに当該市町村に対し、繰上償還通知 書(様式第10号)を送付するものとする。 2 市町村は、貸付を受けた資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合 においては、当該市町村は、あらかじめ繰上償還申請書(様式第11号)を協会に提出 するものとする。

(補 則)

第11条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成25年12月4日から施行する。

(償還期限の特例)

第2条 第6条に規定する償還期限の適用については、公債費負担適正化計画策定の団体 に対する新たな貸付に限り、20年償還(うち据置期間4年以内)とする。

附則

この細則は、平成30年12月26日から施行する。

附則

この細則は、令和元年5月10日から施行する。

附則

この細則は、令和3年1月28日から施行する。

公益財団法人山形県市町村振興協会基金貸付対象事業

災害関連事業	(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象に伴う災害に 関連する事業(2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業
その他の単独事業	(1) 消防用自動車、救急用自動車、児童遊園、老人憩いの家等住民の安全及び福祉の増進に 資するための事業 (2) 通学道路、図書館、美術館等教育及び文化の向上に資するための事業 (3) 体育館、プール、遊歩道等スポーツの振興及び健康増進に資するための事業 (4) ごみ運搬車、水質汚濁防止等生活環境の保全及び公害の防止に資するための事業 (5) 歴史上又は学術上評価の高い建造物、城跡等文化財の保存に資するための事業 (6) 集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業 (7) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業 (8) 以上のほか貸付対象事業として理事長が認める事業

様式第1号(第7条関係)

	長期貸付借入申込書	長 第
1. 借 入 金 額	金 円 也	
2.資 金 の 用 途		
3. 利 率	年パーセント	
4. 借 入 希 望 期 日	令 和 年 月 日	
5. 元利金の支払方法及び期日	年以内据置 半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される償還年次表によ	り償還します。
6. 資金の交付を受ける金融機関等	金融機関及び支店名	<u> </u>
	預金種目及び口座番号預金 No	_
	(ふ り が な) 口 座 名 義	<u> </u>
上記により、貴協会から資金を借	り入れたいので、別紙書類を添えて申し込みます。	
令和 年 月	目	
	職氏名	印
	180 10 10	
公益財団法人山形県市町村振興		

- 2. 借入金額は、算用数字(1.2.3…)で記入してください。
- 3.「6資金の交付を受ける金融機関等」欄は、金融機関名等を正確に記入してください。
- 4. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。

様式第2号(第7条関係)

_			※ 年度短 第
	短 期 貸 付	借 入 申 込	書
告 入 金 額	金	円 也	
資 金 の 用 途			
利率	年パーセ	ント	
告 入 希 望 期 日	令 和 年	月 目	
賞 還 予 定 期 日	令 和 年	月 日	
利息支払方法及び期日	元金償還の日において、	借入日の翌日から元金償還の日	まで日数に応じて支払います。
資金の交付を受ける金融機関等	金融機関及び支店名		
	(ふりがな)		
	を借り入れたいので、別紙書類を済	添えて申し込みます。	
上記により、貴協会から資金を 令和 年 月	日		
	日	職 氏 名	

- 2. 借入金額は、算用数字(1.2.3…)で記入してください。
- 3. 「7. 資金の交付を受ける金融機関等」欄は、金融機関名等を正確に記入してください。
- 4. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。

様 式 第 3 号 (第 7 条 関 係)

					長 期	貸付	* 事 氵	業 櫻	死 要 調	1 1	書					
														※令和	1 年 月	日 受付
団体	: 名			連絡先	(担当部課名)		部		課	(担当	者氏名)		(電話	舌番号)	内線	
借入申	込額		千円	借入希望期日	令和 年	F 月 日	事業	名								
起 ま 債 た	事	業 区 分	令和 年度	事業債		午可・届出 月日等	令和	年	月	日 ((第		号)		
同 は 意 届	同意・	許可・届出額		千円			限 度	額						千円		
出			協会資金	その他の資金		中地方債										
許 状 可 況	同意	資金区分	千円	千円	に関する定め		償 還 方	法								
	協	会 資 金 の	借入状	況	令和 :	年 月	目	•	千円(短期、長期	月)	令和	年	月	日	千円(短	期、長期)
	今回借	入申込額のうち知	短期からの振替:	希望額	令和 :	年 月	日 短其	引借入		手	F円より			千円を	と長期借入へ振替え	. る。
			事業	年度	令和 年度	要まで カ年事	事業	予 算 措	置	1. 継 続 費			2. 毎年度ごとに予算計上			
1	全体計画の	の概要	(n -t	- VIIH1				5年度まで	の執行済額			本年度施行(予定)額		翌年度以降施行予	定額
		総等		業費		千	4		Ŧ	-円			7	-円		千円
	工事等の内容		数量	単 価	事 業 費	着工(予定)年月日	竣	设 工(予定)年月日							
本の				千円	7	千円					本及					
年度を行										1	争業の					
年度の工事										, 1	本事業の必要性及び事業効果等					
等況										Í	性等					
		計		千円												
同	地	方 債	協会	資 金			千円	そ								
上財	76	カ ig	そ	の他			千円	他参								
源内		国 •	県 補 助	金			千円	の他参考事								
訳		そ	0	他			千円	項								
※令和		年度		貸付事業	※貸付決定額		千円		理事長	常務	 務理事	事務局長	出納役	担当者	※附 記	
※令和	年	月	日 決定		※貸付日	令和 年	月 日	※ 伺								
※貸 付	の可否		可 2	ī	※送 金 日	令和 年	月 日	1113								
	(注)	※印は記入しな	いでください。	•												

様式第4号(第7条関係)

		ı													※令和	年 月	日 受付
団 体 名			連	絡	先	(担当	i部課名)		部	課	(担当者氏	(名)			(電話番号)		
借入申込額		千円	借入	希望其	期 日	令和	年	月 日	償 還	量 予 定 期 日	令和 4	F 月 日					
事 業 名 (資金の用途)									資 金 - を								
事業費(資金需要)		千円		己 <u>資</u> 入				千円 千円	必 要								
予算に定めた一時借入金の	最高額(A)		10		<u> </u>			千円	- と す								
一時借入金現								千円	る								
(A) –							千円	理由									
長期貸付への振替 希望	振替希望 <i>©</i>		振替希望額					意・許可申請 は届出の有無	その								
			Ŧ		千円			他参									
協会資金の借入状況	令和 年 令和 年		月月	日日				、長期)、長期)	考事項								
《令和 年度 貸付	事業 ※ 質	貸付決定	額					千円		理事長	常務理事	事務局長	出 納 役	担当者	※附 記		
《令和 年 月 日決定	* 1	首 付	日名	介和	年	月	F		一 ※								
	5 × i	送 金	目 名	介和	年	月	日		1.3								

一時借入金現在額調

団体名		

令和 年 月 日現在 借 入 先 借入金現在額 利 率 借入期間 備 考 令和 年 月 目から % 千円 年 令和 年 月 日まで 合 計 (A) 予算に定めた一時借入金 の最高額又は限度額 (B) 借入可能額 (C) = (B) - (A)

様式第6号(第7条関係)

						*	年度:	長 第	
	長期	貸	付 借	用	証	書			
	金額					円也			
上記金額を、本日、次の条件及び裏面特約	 約条項を承認のうえ借	: 用しました。							
.資 金 の 用 途									
.利 率	年	パー	セント						
3.償 還 期 限	令 和	年	月	日					
. 据 置 期 限	令 和	年	月	日					
. 元利金の支払方法及び期日	年以内据	置半年賦	元金均等償還	とし、貴協	易会が作	成される償還	年次表により	償還します。	
. 元 利 金 の 支 払 場 所			銀行			支店			
		預2	金 No						
Λ.Tm. /r Π									
令和 年 月	日		1	職氏名				印	
公益財団法人山形県市町村振	興協会								

- 2. 借入金額は、算用数字(1.2.3…)で記入してください。
- 3. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。

特 約 条 項

1. 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

- 2. 繰上償還
- (1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。
- (2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入 団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。
- (3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。
- 3. 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅延した場合は、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年 10 パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

4. 債務引受け

借入団体は、債務引受けにより借入金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならないものとする。

5. 報告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合においては、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

- (1) 借入団体の名称を変更した場合。
- (2) 廃置分合又は境界変更を行ない借入金の債務の継承を生じた場合。
- (3) 借入金を財源として施行する予定の事業又は施行中若しくは施行した事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示を受けた場合。

6. 調査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実施について調査することができるものとする。

7. その他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

様式第7号(第8条関係)

								*	年月	度 短	第	
	短	期	貸	付	借	用	証	書				
	金額							円也				
上記金額を、本日、次の条件及び裏面特約条項を	と承認のうえ	と借用しま	した。									
.資 金 の 用 途												
2.利 率	年		パーセ	ント								
3. 償 還 期 限	令 和	4	年	月		日						
4.利 息 の 支 払 期 日	元金償還	の日										
3.元利金の支払場所				銀行				支店				
			預金	No								
令和 年 月	日											
1 23					職	氏 名					印	
公益財団法人山形県市町村振興協会 理 事 長		栒	É									

3. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。

特 約 条 項

1. 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

- 2. 繰上償還
- (1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。
- (2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入 団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。
- (3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。
- 3. 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅延した場合は、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年 10 パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

4. 債務引受け

借入団体は、債務引受けにより借入金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならないものとする。

5. 報告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合においては、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

- (1) 借入団体の名称を変更した場合。
- (2) 廃置分合又は境界変更を行ない借入金の債務の継承を生じた場合。
- (3) 借入金を財源として施行する予定の事業又は施行中若しくは施行した事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示を受けた場合。

6. 調査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実施について調査することができるものとする。

7. その他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

儅	環	<i>}</i> —	V/	#
1音	1呆	年	次	表

団体名	元 金			
事業名	貸付年月日	年	月	日
	貸付利率	年		%

Æ	#	_	±1+1	#0 17		+ 僻、四一人	償	還 予 定	額
年	度	元	利支払	4朔口		未償還元金	元 金	利 子	計
∧ ± ₀	fr dis	令和	年	月	日	円	円	円	円
令和	年度	令和	年	月	日				
△ ∓n	左曲	令和	年	月	日				
令和	年度	令和	年	月	日				
令和	年度	令和	年	月	日				
그 사	平及	令和	年	月	日				
令和	年度	令和	年	月	日				
TI	平及	令和	年	月	日				
令和	年度	令和	年	月	日				
TI	平及	令和	年	月	日				
令和	年度	令和	年	月	日				
77 77	平/支	令和	年	月	日				
令和	年度	令和	年	月	日				
行和	平/支	令和	年	月	日				
令和	年度	令和	年	月	日				
11 4.11	十尺	令和	年	月	日				
令和	年度	令和	年	月	日				
13 4 14	十汉	令和	年	月	日				
令和	年度	令和	年	月	日				
14 11-	1 \(\times \)	令和	年	月	日				
令和	年度	令和	年	月	日				
14 11-	1 \(\times \)	令和	年	月	日				
令和	年度	令和	年	月	日				
1. 1		令和	年	月	日				
令和	年度	令和	年	月	日				
1. 1		令和	年	月	日				
令和	年度	令和	年	月	日				
	. ~	令和	年	月	日				
令和	年度	令和	年	月	日				
		令和	年	月	日				
合	計								

元利金払込通知書

<u> </u>	額			円	長期	貸付	令和	年度		期分
金	領			门	短期	貸付	令和	年	月	日貸付分
	貸付年度	貸付年月日	事業	名			金		額	
	貝们干及	貝刊千月日	尹未	: 泊	元	金	利	息		計
内										
宏										
容										
	担	公 込 期 日				令和	年	月	日	
払	指	定銀	 行							
込	111		11							
2	預金	種目及び口座	番号							
受	受	取	人							
取	<i>I</i> → ⇒	こひった最近に	亚 口							
)	1生 月	「及び電話	番 亏							
先	振	込 指	定	電信扱						

上記のとおり払い込んで下さい。

令和 年 月 日

公益財団法人山形県市町村振興協会 理事長 <u>旬</u>

様

繰上償還通知書

繰上償還決定額		円
事 業 名		
貸付年月日	令和 年 月 日	
貸 付 額		円
未 償 還 元 金		円
繰上償還元金		円
貸 付 残 額		円
払 込 期 日	令和 年 月 日	
払 込 方 法	別添「元利金払込通知書」のとおり	

上記のとおり決定したので通知します。

令和 年 月 日

様

繰上償還申請書

	繰上償還希望額						円
	事 業 名						
	借入年月日		令和	年	月	日	
	当 初 借 入 額						円
	未 償 還 額						円
	今回繰上償還額						円
	差引借入残額						円
	繰上償還希望期日		令和	年	月	日	
繰							
上							
償							
還							
0							
理							
由							

上記により繰上償還したいので申請します。

令和 年 月 日

職氏名

公益財団法人山形県市町村振興協会 理事長

様